令和５年（２０２４年）７月

奨　学　金　通　信（No.3）

☆応募される場合は要項等の書類を受け取り、応募・提出してください。

☆この奨学金は《貸与型奨学金（返還義務あり）》です。

|  |
| --- |
| 熊本市奨学生（家計の急変等における募集）【貸与対象者】次の各項のすべてに該当する者　　①　熊本市内に居住する方の被扶養者であること。　　②　学校教育法による高等学校、高等専門学校、短期大学、大学又は専修学校（高等課程及び専門課程）（以下「学校等」という。）に在学していること。　　③　国、地方公共団体若しくはその他の団体からの奨学金（貸付けによるものに限る。）又はこれと同種の貸し付けを受けていないこと。　　④【一覧表】の家計の急変等の該当者であること。【貸与月額】（国・公立）①１８,０００円　　　　　 　　　　　　②　９,０００円（第１学年初回加算額　１年生に限る）５０,０００円【貸与期間】申請した日の属する月から令和７年（２０２５年）３月まで【提出書類】　(1)熊本市奨学生貸与申請書（熊本市奨学金条例試行規則（以下「規則」という。）　(2)熊本市奨学金家計急変等申請書（別紙様式）　(3)生計を一にする世帯全員の住民票（本籍不要）　(4)上記世帯全員の令和６年度市県民税（所得・課税）証明書（世帯用）　(5)【一覧表】に定める提出書類　※１　(4)は、前年度に義務教育就学前及び修学中であった児童及び生徒を除きます。　※２　世帯員が他に居住する場合であっても、当該世帯員と申請者とが「生計を一にする」ときは、当該世帯員に係る(3)及び(4)（※１の場合を除く。）の書類の提出が必要です。【提出先】　〒８６０－８６０１　　熊本市中央区手取本町１番１号　　熊本市教育委員会　学級支援課　TEL：０９６－３２８－２７１６　　（SPring熊本花畑町　５階）【一覧表】家計急変等の要件　火災・風水害等、破産、失職、死亡、入院、離婚　　家計の急変等の内容が、令和６年１月１日以降に発生したものを対象とします。書類が必要な人は、奨学生担当職員まで申し出てください。 |
|  |

◎これからも各種奨学金の募集を案内します。申込み希望やご不明な点がありましたら、
早めに担当者（田畑、國武） 御船高校 ０９６－２８２－００５６ にお尋ねください。

【お問い合わせ先】

熊本県立御船高等学校

担当　小山　朋子

〒８６１－３２０４

熊本県上益城郡御船町木倉１２５３

TEL：096-282-0056

FAX：096-282-1286

E-mail：uemura-t@mail.bears.ed.jp

【お問い合わせ先】

熊本県立御船高等学校

担当　小山　朋子

〒８６１－３２０４

熊本県上益城郡御船町木倉１２５３

TEL：096-282-0056

FAX：096-282-1286

E-mail：uemura-t@mail.bears.ed.jp